

第3期柳井市子ども・子育て支援事業計画

(令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)

概要版



【1】計画の背景と趣旨

「子ども・子育て支援事業計画」とは、「子ども・子育て支援制度」を推進していくため、質の高い教育・保育の提供体制をどのように整え、どのような子育て支援を進めていくかを定めるための計画のことです。

近年では、子どもを取り巻く環境は、大きく変化しています。全国的に少子化が進行し、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などから、子育ての孤立感と負担感を抱える保護者の増加などが課題となっています。また、共働き世帯が増加し、仕事と子育ての両立に向けた環境整備が不十分であることなどから深刻な待機児童問題も発生しています。

本市では、第2期計画の下で、子どもや子育て家庭の支援を進めてきましたが、国の動向を受け、これまでの取組の成果と課題、計画対象者の実態やニーズ等を踏まえ、第3期計画を策定しました。

【2】計画の位置付けと期間

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づく法定計画です。また、国の基本指針に定める計画の作成に関する事項に基づき策定します。

本計画は、「第2次柳井市総合計画」の個別計画として位置付け、各分野別計画とも整合性を図ります。

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

【3】施策体系

【基本理念】	
郷土とつながる子どもたちを 地域ぐるみで育むまち 柳井 ～「このまちにずっとすみたい!」子どもたちが言ってくれる、そんなまちに～	
【基本目標】	
1. 個性や多様性を尊重し、豊かな心と創造性を持つ子どもたちを育む	
2. 「つながる力」、「挑戦し続ける力」を育み、人生の可能性と夢を広げる	
3. 大人の見守り、助けにより安全・安心な地域をつくる	
第3期柳井市子ども・子育て支援事業計画	
【主要施策1】 子育て家庭への支援の充実	① 子育て支援サービスの充実 ② 経済的負担の軽減 ③ 相談体制、情報提供の充実
【主要施策2】 健やかに生み育てる環境づくり	① 安心して妊娠、出産できる環境の確保 ② 親子の健康への支援 ③ 食育の推進
【主要施策3】 子どもの健全育成のための教育環境の整備	① 学校等における教育環境の整備 ② 家庭の教育力の向上 ③ 思春期の保健対策
【主要施策4】 子育てと仕事の両立支援	① 就業環境の整備 ② 幼児期の教育・保育の充実 ③ 放課後児童の居場所づくり
【主要施策5】 支援を必要とする子ども等への支援の充実	① 児童虐待防止策の充実 ② ひとり親家庭等の自立支援 ③ 子どもの貧困対策の推進 ④ 障がいのある子どもがいる家庭への支援
【主要施策6】 安全・安心なまちづくりの推進	① 子育て家庭を支える地域社会の形成 ② 子どもの安全の確保 ③ 犯罪等の被害に遭わないための環境の整備 ④ 子育てを支援する生活環境の整備

【4】基本目標ごとの取組の概要

基本目標 1 個性や多様性を尊重し、豊かな心と創造性を持つ子どもたちを育む

子どもは、多様な人格を持った個として尊重され、その権利は保障されることが大切です。

様々な遊びや学び、体験等を通して、子どもたちが豊かな心と創造性を持ち、健やかに育っていけるような環境づくりに努めます。

子育ての第一義的な責任は、それぞれの父母その他の保護者・養育者にあります。が、どのような状況でも、子どもが健やかに育つという安心感が大切であるため、社会全体で結婚、出産及び子育ての切れ目のない支援ができる体制づくりに努めます。

子どもを育てることに喜びや楽しみを感じることができるよう、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランス等への取組を推進します。



基本目標 2 「つながる力」、「挑戦し続ける力」を育み、人生の可能性と夢を広げる

子どもたちが心身ともに健全に育ち、自立していけるように、学校のほか、家庭や地域が連携して教育力を高め、子どもの「つながる力」「挑戦し続ける力」を育む取組を進めます。

子どもの最善の利益を守るため、不登校やいじめ、児童虐待の早期発見と迅速な対応、障がいのある子どもの家庭への支援の充実等、社会的養護を必要とする子どもや家庭への支援体制の強化を図ります。

子どもたちが幸せな状態で成長できるように、良好な成育環境の確保を図る取組を推進します。



基本目標 3 大人の見守り、助けにより安全・安心な地域をつくる

子どもが交通事故や犯罪の被害に遭うことは、保護者の大きな不安要因の一つです。このため、家庭や地域等社会全体で交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進します。

全ての人にやさしいユニバーサルデザイン及びノーマライゼーションの観点による住環境、交通環境の整備に継続して取り組みます。



【5】主要施策ごとの取組（抜粋）

【主要施策1】子育て家庭への支援の充実	
① 子育て支援サービスの充実	● 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業） ● 病児保育事業
② 経済的負担の軽減	● 児童手当 ● 乳幼児・子ども医療費の助成事業 ● 幼児教育・保育の無償化
③ 相談体制、情報提供の充実	● 教育相談体制の充実 ● 青少年相談事業
【主要施策2】健やかに生み育てる環境づくり	
① 安心して妊娠、出産できる環境の確保	● 母子健康手帳交付 ● ハイリスク妊婦訪問
② 親子の健康への支援	● 乳幼児健康相談・栄養相談 ● 離乳食セミナー
③ 食育の推進	● 健康づくり計画に基づく食育の推進 ● 学校教育における食育の推進
【主要施策3】子どもの健全育成のための教育環境の整備	
① 学校等における教育環境の整備	● スクール・コミュニティ ● 学校応援団
② 家庭の教育力の向上	● 家庭児童相談室 ● 母子保健推進協議会
③ 思春期の保健対策	● 生命の学習 ● 母子保健推進協議会による輪づくりサークル
【主要施策4】子育てと仕事の両立支援	
① 就業環境の整備	● 男女共同参画推進事業 ● ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発
② 幼児期の教育・保育の充実	● 保育事業 ● 幼稚園研究・研修事業
③ 放課後児童の居場所づくり	● 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ● 障害児受入推進事業
【主要施策5】支援を必要とする子ども等への支援の充実	
① 児童虐待防止策の充実	● 虐待の早期発見と予防の推進 ● 要保護児童等対策地域協議会
② ひとり親家庭等の自立支援	● 自立支援教育訓練給付金事業 ● 高等職業訓練促進給付金等事業
③ 子どもの貧困対策の推進	● 子どもの居場所づくり ● 生活・学習支援
④ 障がいのある子どもがいる家庭への支援	● 児童発達支援 ● 放課後等デイサービス
【主要施策6】安全・安心なまちづくりの推進	
① 子育て家庭を支える地域社会の形成	● やない市民活動センター ● 地域防災計画の推進
② 子どもの安全の確保	● 交通安全教室の開催 ● 交通安全教室イベントの開催
③ 犯罪等の被害に遭わないための環境の整備	● 防犯灯設置事業に係る助成金 ● 子ども110番の家
④ 子育てを支援する生活環境の整備	● 道路交通環境の整備 ● 公共施設の環境整備



[6] 量の見込みと確保方策(抜粋)

1.「教育・保育」の量の見込みと確保方策

(単位:人)

令和7(2025)年度		1号	2号		3号		
		3～5歳	3～5歳		2歳	1歳	0歳
			教育を希望	左記以外			
量の見込み		56	22	343	97	100	17
確保方策	特定教育・保育施設※1	65	414		95	99	42
	特定地域型保育※2	0	0		0	0	0

(単位:人)

令和8(2026)年度		1号	2号		3号		
		3～5歳	3～5歳		2歳	1歳	0歳
			教育を希望	左記以外			
量の見込み		50	21	339	101	92	18
確保方策	特定教育・保育施設※1	65	407		97	88	38
	特定地域型保育※2	0	0		0	0	0

(単位:人)

令和9(2027)年度		1号	2号		3号		
		3～5歳	3～5歳		2歳	1歳	0歳
			教育を希望	左記以外			
量の見込み		45	21	341	92	91	19
確保方策	特定教育・保育施設※1	65	407		93	92	38
	特定地域型保育※2	0	0		0	0	0

(単位:人)

令和10(2028)年度		1号	2号		3号		
		3～5歳	3～5歳		2歳	1歳	0歳
			教育を希望	左記以外			
量の見込み		41	22	350	92	90	20
確保方策	特定教育・保育施設※1	65	407		93	92	38
	特定地域型保育※2	0	0		0	0	0

(単位:人)

令和11(2029)年度		1号	2号		3号		
		3～5歳	3～5歳		2歳	1歳	0歳
			教育を希望	左記以外			
量の見込み		41	22	352	91	90	20
確保方策	特定教育・保育施設※1	65	407		93	92	38
	特定地域型保育※2	0	0		0	0	0

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設等





2.「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

(単位：か所)

こども家庭センター型	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行います。

(単位：人日/年(年間延べ利用者数))

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	6,075	5,174	4,992	4,953	4,927
確保方策	6,075	5,174	4,992	4,953	4,927

③妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

(単位：人/年(年間受診者数))

利用者数	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	219	218	215	214	212
確保方策	219	218	215	214	212

(単位：回/年(年間延べ受診回数))

利用回数	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	1,758	1,801	1,827	1,865	1,886
確保方策	1,758	1,801	1,827	1,865	1,886

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

(単位：人/年(年間訪問乳児数))

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	129	126	122	119	115
確保方策	129	126	122	119	115

⑤ 養育支援訪問事業

⑤-1 養育支援訪問事業(専門的相談支援)

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

(単位:人(支援対象人数))

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	10	10	11	11	12
確保方策	10	10	11	11	12

⑤-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

教育・保健・福祉等の関係機関が連携し、児童虐待の防止、早期発見、早期対応を図るため、要保護児童等対策地域協議会を設置し、要保護児童等を支援します。

(単位:回/年(個別ケース検討会議回数))

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	24	24	24	24	24
確保方策	24	24	24	24	24

⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

(単位:人日/年(年間延べ支援対象人数))

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	43	42	42	43	43
確保方策	43	42	42	43	43

⑦ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

(単位:人日/年(年間延べ利用者数))

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	就学前	135	132	130	130	130
	小学生	83	85	86	86	86
	中学生	39	37	36	34	34
	合 計	257	254	252	250	250
確保方策		257	254	252	250	250

⑧ 一時預かり事業

⑧-1 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)

幼稚園を利用している子どもに対し、幼稚園等で通常の利用時間以外に保育を行います。

(単位:人日/年(年間延べ利用者数))

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	651	629	617	620	609
確保方策	651	629	617	620	609

⑧-2 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育を除く。)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、幼稚園、認定こども園等において預かります。

(単位:人日/年(年間延べ利用者数))

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	1,284	1,250	1,216	1,215	1,201
確保方策	1,284	1,250	1,216	1,215	1,201

⑨延長保育事業(時間外保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を行います。

(単位:人/年(利用者数))

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	117	114	111	111	110
確保方策	117	114	111	111	110

⑩病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

(単位:人日/年(年間延べ利用者数))

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	85	82	78	76	73
確保方策	85	82	78	76	73

⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に学校敷地内専用施設、保育園等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

(市全体)

(単位:人/年(利用者数))

低学年	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	295	281	259	243	238
確保方策	307	303	299	297	299
高学年	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	93	97	101	103	101
確保方策	93	97	101	103	101
箇所数(支援の単位)	14	14	14	14	14

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成します。今後、国の指針等に基づき、必要に応じ取り組みます。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図ります。

今後、国の指針等に基づき、必要に応じ取り組みます。



⑭ 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラーを含む。）に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行うものです。

（単位：人/年（支援対象人数））

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	10	10	11	11	12
確保方策	10	10	11	11	12

⑮ 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成、学習のサポート、進路等の相談支援等を行うものです。今後、国の指針等に基づき、必要に応じ取り組みます。

⑯ 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行うものです。今後、国の指針等に基づき、必要に応じ取り組みます。

⑰ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦、その配偶者等に対して、面談等により妊娠・出産・子育て等に関する情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行うものです。

（単位：回/年（延べ面談回数））

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	372	369	366	363	363
確保方策	372	369	366	363	363

⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付事業のことです。今後、国の指針等に基づき、必要に応じ取り組みます。

⑲ 産後ケア事業

産後に心身の不調や育児不安のある方に対して、助産師等の専門職による心身のケア、育児のサポート等の支援を行うものです。

（単位：人日/年（延べ人数））

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	50	37	37	37	37
確保方策	50	37	37	37	37

第3期柳井市子ども・子育て支援事業計画 【概要版】

発行年月：令和7（2025）年3月 発行：山口県柳井市

編集：柳井市健康福祉部こどもサポート課

〒742-8714 山口県柳井市南町一丁目10番2号

TEL:0820-22-2111 FAX: 0820-23-7474